

## 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年2月4日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事  
記

1. 公示件名：パプアニューギニア国東ニューブリテン州におけるSHEP アプローチを活用した持続可能な複合農業実施能力向上プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：  
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：  
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

# 企画競争説明書

業務名称：パプアニューギニア国東ニューブリテン州における  
SHEPアプローチを活用した持続可能な複合農業実施能  
力向上プロジェクト

調達管理番号：25a00861

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年2月4日  
独立行政法人国際協力機構  
国際協力調達部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：パプアニューギニア国東ニューブリテン州におけるSHEPアプローチを活用した持続可能な複合農業実施能力向上プロジェクト
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
  - (○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

- (4) 契約履行期間（予定）：2026年4月～2030年5月

以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2026年4月～2027年9月

第2期：2027年10月～2030年5月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、各期の契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

- (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めるることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期

間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

#### 【第一期】

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の26%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の14%を限度とする。

#### 【第二期】

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の15%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の15%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の10%を限度とする。

#### （6）部分払の設定<sup>1</sup>

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2026年度（2027年1月頃）
- 2) 2028年度（2028年9月頃）
- 3) 2029年度（2029年9月頃）

## 2. 担当部署・日程等

#### （1）選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

#### （2）事業実施担当部

経済開発部 農業・農村開発第1グループ第1チーム

#### （3）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年 2月 9日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年 2月 10日 12時まで
3	質問への回答	2026年 2月 16日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2026年 2月 27日 12時まで
5	プレゼンテーション	2026年 3月 4日 14時～（予定）

<sup>1</sup> 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

		又は、行いません。
6	評価結果の通知日	2026年 3月 10日まで
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先： <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ) ※2023年7月公示から変更となりました。

### 3. 競争参加資格

#### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

#### (2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「パプアニューギニア国東ニューブリテン州複合農業能力向上プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：25a00262）の受注者（中央開発株式会社）及び同業務の業務従事者

#### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1) 全省庁統一資格、及び2) 日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することができます）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

### 4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等

契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

## 5. 企画競争説明書に対する質問

### (1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先： <https://forms.office.com/r/Lm1aHhjQL9>

公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

### (2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 6. プロポーザル等の提出

### (1) 提出期限：上記2. (3) 参照

### (2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

### 1) プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）

① 電子データ（PDF）での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。 ファイル名は「24a00123\_〇〇株式会社\_見積書（または別見積書）」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途

メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

- ④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2) ~ 3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。
- ⑤ 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

#### (3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)  
(ただし、パスワードを除く)

#### (4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）
- 3) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合）

## 7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1 「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3 「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

#### (1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## 8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2. (3) 日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、**契約書附属書Ⅱ**として添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

#### 1. 企画・提案を求める水準

- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、活動の実施を進めるにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

#### 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	本プロジェクトで確立する「Eco-SHEP」について 現時点で想定される「Eco-SHEP」の最終的な姿を示してください。特に、具体的な研修モジュ	第3条2（2）②

	ールの改訂点、持続性を確保するための工夫や農家自身の気付きのプロセス、さらにプロジェクト内での策定手順について提案してください。	
2	東ニューブリテン州におけるSustainable Integrated Farming Systems (SIFS) の活用について 同州で想定されるSIFSのコンセプトに基づく営農形態を整理し、それらを検証したうえで技術参考資料として取りまとめるプロセスについて提案してください。	第3条2 (2) ①
3	活動1-3で実施する情報収集調査について具体的な調査項目と調査方法を提案してください。	第3条2 (4)

### 3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
  - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
  - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
  - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

## 【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

### 第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

### 第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2025年10月
- ・ RD署名：2026年1月6日

別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

### 第3条 実施方針及び留意事項

#### 1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

#### 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

##### 【実施方針】

R/Dに記載のMain Points Discussedに記載の通りだが、特に留意すべき点を以下に記載する。

###### （1）実施体制

本プロジェクトのカウンターパート（C/P）機関は研究機関である国立農業研究所（NARI）の職員、行政執行機関である東ニューブリテン州農業畜産局（PDAL-ENBP）および自治体の農業関連職員である。各成果の業務を実施するにあたり、NARIはSIFSの検証や分析といった農学的な実証・研究、また今回導入するSHEPアプローチの現地での効果測定など社会経済的な実証・研究を担う。他方PDAL-ENBPはSHEPアプローチの実施に係る活動を担うことになる。加えて協力機関も存在しているため活動1-1にあるとおり共同実施チームを設

置する。協力可能な機関・組織が追加もしくは変更となった場合には柔軟にチーム体制を変更する。

## (2) SIFS および Eco-SHEP コンセプトの確立

- ① SIFSについて現状ではNARIやPDAL-ENBPに知見が存在しているものの体系的にまとめたものではない。また試験圃場のレベルから農家で実践可能なものまで、その内容にもばらつきがある。そのためプロジェクト開始時に現状確認を行いNARIと共に実証・研究の計画に落とし込み、本プロジェクトにおいてSIFSのコンセプトを確立する。
- ② Eco-SHEPについて、これまでJICAが培ってきたSHEPアプローチに加えて対象地域特有の課題（換金作物との競合、土地慣習等）を織り交ぜつつ仮説設定と検証を繰り返しながらコンセプトを確立することになる。そのため本業務では一定規模の限られた対象者数を確保しつつ、アプローチの改良とコンセプトの確立に注力する。

## (3) 課題別研修および在外補完研修の活用

本業務内では本邦研修は実施しないが、本プロジェクトと同時期に開催されるSHEPに関する研修および在外補完研修へのC/Pの参加を本業務において支援する。具体的には、課題別研修へは4年間で合計12名の参加を予定しており、それに向けた計画、人選、帰国後のフォローアップなどを行うこととする。また在外補完研修にあたっては、本邦研修と同様に帰国前、帰国後の支援に加え、渡航に関する手続き（航空券手配、査証手続き支援、日当・宿泊費の支払い等）について本業務に含める。

### 【留意事項】

#### (4) 社会・文化的背景を踏まえた対象農家の選定

詳細計画策定調査において近接する3か所のコミュニティを訪問したが、それぞれのコミュニティ運営や成り立ちの背景が異なった。このように対象となり得るコミュニティの特性が異なる可能性が非常に高いため、東ニューブリテン州内の4つの地区、特に直接訪問し研修等を行う3つの地区（Kokopo, Rabaul, Gazelle）において活動1-3で状況を確認する。その結果を踏まえC/P機関と相談しつつ、対象農家の選定基準、選定方法を決定する。

#### (5) NARIに対する能力強化

主に成果2および成果5はC/P機関の1つであるNARIと活動を進めることにな

る。そのため行政官や農家に対する研修や能力強化のみならず、ベースライン及びエンドライン調査といった社会経済調査やSIFSの定量的な調査・研究を実施するための能力強化も行う。そのためNARIの研究能力についてのキャパシティアセスメントを行う。（必要に応じてモロベ州Laeにある本部にも適宜訪問する。）

#### (6) 他ドナーの案件との相乗効果

東ニューブリテン州においては複数のドナーが協力を実施しており、対象作物は主に換金作物となっている。東ニューブリテン州では、オーストラリア、世界銀行、IFADが活動を実施していることを確認している。特にオーストラリア政府はAustralian Centre for International Agricultural Researchを通じ様々な事業を実施しており、Farming Family Team手法<sup>2</sup>を現地で継続して実施している。このように過去および既存プロジェクトでの対象農家選定や研修実施方法、ジェンダーに関する研修などを本プロジェクトでも適用しつつ、相乗効果を生み出し、かつC/P及び農家側に混乱を生まないよう工夫する。

#### (7) データの収集

ベースライン調査、エンドライン調査を実施し、プロジェクトの前後比較により成果を確認する。また現在JICA内において「SHEPデータ標準化検討チーム」で整備している「標準的なデータ収集方法」やPNGで実施された大規模家計調査のデータ収集方法を参考にし、準実験的デザインで分析可能なレベルのデータの収集を行う。また、これらを通じNARI等の担当者の能力強化を実施する。業務開始後には上記チームと必要に応じて打ち合わせを行う。また「SHEPデータ標準化検討チーム」および連携する学術関係者による現地調査に際しては、カウンターパートを含めた現地関係者との橋渡し等、調査の側面支援を行う。

#### (8) 持続性確保のための予算確保

PNGでの技術協力全般においてプロジェクト終了後の事業実施のための予算確保が課題となっている。そのためプロジェクト期間中において翌年度の予算確保を念頭において、PNG側の予算編成スケジュールに合わせて研修計画を立案し、成果についても定量的に示すことで予算確保に向けた支援を行う。また終了後に向けては実施期間中に定量的なデータを整理し根拠に基づく予

---

<sup>2</sup> [The PNG Family Farm Teams Manual | ACIAR](#)

算申請が可能となるように支援する。

特に（7）でプロジェクト実施機関におけるデータ収集については高い品質を求めるが、その方法は必ずしも持続的ではないことを踏まえ、O/P機関によって継続してデータ収集が可能な方法も提案すること。

#### （9） ジェンダーへの取り組み

今回対象とする園芸作物はPNGにおいては主として女性が栽培する作物であるが、案件概要表に記載の通り作物計画や販売収入の使途の決定プロセスについてジェンダー課題が存在している。そのため本業務においては家庭内の意思決定プロセスにおける女性の地位向上を目指し、研修のモジュールを作成、実施する。

### 第4条 業務の内容

#### 1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

#### 2. 本業務にかかる事項

##### （1） プロジェクトの活動に関する業務

###### ① 成果1に関わる活動

活動1-1：研究者、普及関連職員、天然資源環境大学 カイラック持続可能な農村開発センター（UNRE-KCfSRD）、青果生産開発公社（FPDA）、JICA専門家及びその他の関連組織で構成される共同実施チームを設置する。

活動1-2：既存のSIFS情報を共有する。

活動1-3：農業活動、自然環境・文化的資源、及びマーケティング面の課題（小規模農家向けの潜在的な販路開拓）に関する現行の慣行についての情報収集調査を実施する。

活動1-4：活動1.3で収集した情報を分析する。

活動1-5：活動1.4の結果に基づきSIFSの事例を取りまとめる。

活動1-6：Eco-SHEPアプローチの活動を提案し、研修教材を開発する。

活動1-7：成果5及びその他の成果の結果に基づきEco-SHEPアプローチを改良する。

###### ② 成果2に関わる活動

活動2-1：SIFSに関する各種の既存の研究成果・報告書を収集する。

活動2-2：農家レベルにおける技術適用状況に関するフィールド調査を実施する。

活動2-3：既存の研究成果と農民の実践の間のギャップを特定し、それを記載し

た文書を作成する。

活動2-4 農家の実践と必要とされる研究分野の間のギャップを特定し、それを記載した文書を作成する。

### ③ 成果3に関わる活動

活動3-1：活動4.1を通じての選定する農家グループを担当する普及職員及び先進農家のためのEco-SHEPアプローチに関する研修指導者養成研修（Training of Trainers。以下、「TOT」という。）を実施する。

現地研修の想定規模は以下のとおり。

目的	行政組織などの農業担当者向け研修
実施回数	約5回
対象者	PDAL-ENBP職員、NARI職員、地区（District）、Local Level Government*の担当者、協力機関の職員
参加者数	約20名/回
開催期間	約2日/回
実施場所	ココポ市内およびNARI Keravat
実施形態	対面

\*東ニューブリテン州では行政機関が州、地区、Local Level Governmentの3階層で構成されている。

### ④ 成果4に関わる活動

活動4-1：ターゲットとする農家の選定基準を協議し決定する。

活動4-2：プロジェクト対象地区で対象とする小規模農家グループを選定する。

活動4-3：TOTを受講した普及職員が選定された農家グループを対象にEco-SHEPアプローチのステップ1及び2、3（啓発ワークショップ、参加型ベースライン調査、参加型市場調査、栽培カレンダー作り、農民による意思決定等）の活動を実施する。

活動4-4：農家のニーズに合致したSIFSコンセプトに基づく農業活動に関する研修を実施する。

活動4-5：Eco-SHEPアプローチの活動及び実施結果のモニタリング・評価を実施する（成果5の活動と連携する）。

現地研修の想定規模は以下のとおり。ただし成果1での情報収集調査等を踏まえC/P機関と協議したうえで最終的に規模や実施方法を決定する。

目的	農家（グループ）向け研修
実施回数	約40回

対象者	対象農家グループ
参加者数	約20名/回
開催期間	約2日/回
実施場所	ココポ市内、ラバウル市内、ケラバット市内、NARI Keravat施設内
実施形態	対面

## ⑤ 成果5に関わる活動

活動5-1：成果2及びEco-SHEPアプローチのすべてのプロセスにおいて特定された事項の研究を実施する。

活動5-2：活動5.1の結果を成果1の活動にフィードバックする。

### (2) 本邦研修・招へい

本業務では、本邦研修・招へいを想定していない。

※本プロジェクトに特化した本邦研修は想定していないが、C/Pの課題別研修への参加を予定しています。課題別研修の受入に関しては本業務に含まないが、事前の人選や派遣計画について「2. 本業務に係る実施方針及び留意事項（3）」に記載の通り本業務で対応する。

### (3) その他

#### ① 収集情報・データの提供

- 本業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Webへのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。

- ・ データ格納媒体：CD-Rに格納できないデータについては提出方法を発注者と協議)
- ・ 位置情報の含まれるデータ形式：KMLもしくはGeoJSON形式。ラスターデータに関してはGeoTIFF形式。(Google Earth Engineを用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出)

## ② ベースライン調査

本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、C/Pの合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及びC/Pの合意を得ることとする。

## ③ インパクト評価の実施

本業務では当該項目は適用しない。

## ④ C/Pのキャパシティアセスメント

本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、NARIを対象とし、研究能力の現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の成果2および成果5における能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

## ⑤ エンドライン調査

本業務では以下の対応を行う。

- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/Pに結果を共有する。
- 受注者は、C/Pとの共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/Pと協議の上、両者の合意を得る。

## ⑥ 環境社会配慮に係る調査

本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

本業務では以下の対応を行う。

- 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。モニタリングシート含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。
- 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』(特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」)に則り、実施する。

## 第5条 報告書等

### 1. 報告書等

本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	業務計画書提出後5営業日以内	英語	電子データ	
モニタリングシート	6ヶ月毎	英語	電子データ	
業務進捗報告書	期分けした各期の契約履行期限（最終期間を除く）	日本語	電子データ	
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本	3部
			CD-R	2部
事業完了報告書ドラフト	プロジェクト現地活動終了6か月前	英語	電子データ	
事業完了報告書	契約履行期限末日	英語	製本	3部
			CD-R	1部

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。

- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が從来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS: Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

(3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) 業務完了報告書（及び業務進捗報告書）

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- (ア) PDM（最新版、変遷経緯）
- (イ) 業務フローチャート

- (ウ)WBS 等業務の進捗が確認できる資料
- (エ)人員計画（最終版）
- (オ)研修員受入れ実績
- (カ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (ク)合同調整委員会議事録等
- (ケ)その他活動実績

#### （5）事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

### 2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- (1) PNG 東ニューブリテン州版 SHEP ハンドブック（“Eco-SHEP “ハンドブック”）
- (2) SIFS に関する技術参考資料

### 3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS 等の活用）
- (4) 活動に関する写真

### 第6条 再委託

本業務では、再委託を想定していない<sup>3</sup>。

### 第7条 機材調達

受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材（以下リストのN0.2）を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿

---

<sup>3</sup> ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

- ☒ 受注者は、本プロジェクトにおいて発注者が調達する以下の機材（以下リストのN0.1）について、以下の支援業務を行う。

① 入札図書作成支援業務

(ア) 基本的仕様（参考銘柄を含む）の発注者への提案。仕様は発注者が決定する。

(イ) 発注者が予定価格を決定するための参考銘柄の見積価格（付帯費用を含む輸送費・据付費用を含む）の収集および発注者への提出。

(ウ) 入札図書案（発注者が決定した仕様に基づく仕様書、契約書案、輸送・据付の条件等を含む）の作成と発注者への説明・提出。配布用入札図書は発注者が作成する。

(エ) 応札予定者からの質問に対する回答案の作成と発注者への説明。応札予定者への回答は発注者が行う。

② 入札会支援業務

(ア) 入札会への立ち合い

(イ) 入札結果評価報告書（案）の作成、発注者への提出。発注者は入札結果評価報告書（案）を最終化し落札者を決定する。

③ 検査支援業務

(ア) 発注者立会いのもと検品（品目、数量、仕様の照合、不具合の有無を確認）

(イ) 据付作業の監理

(ウ) 発注者立会いのもと試運転及び試運転結果の確認（不具合の有無を確認）

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	車両	ピックアップトラック	1	供与機材	調達支援のみ (計上不要)
2	実験・調査器具	実験に必要な機材をプロジェクト開始後に決定する。想定される具体的な機材は以下の通り 土壤試験メーター、光合成計、光度計、土壤オーガーおよびサンプリングキットなど	3	事業用物品	定額計上

## 第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

## 案件概要表

### 1. 案件名（国名）

国 名：パプアニューギニア独立国（パプアニューギニア）

案件名：東ニューブリテン州におけるSHEP アプローチを活用した持続可能な複合農業実施能力向上プロジェクト

Project for Capacity Development of Sustainable Integrated Farming Systems (SIFS) using the SHEP Approach in East New Britain Province

### 2. 事業の背景と必要性

(1) 東ニューブリテン州における農業セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

パプアニューギニアにおいて農業セクターは、GDPの17.2%（世界銀行、2024年）を占め、労働力人口の56%（2019年）が農業部門に従事しており、鉱業・採石業に次ぐ重要な産業となっている。本事業の対象地域である東ニューブリテン州ではカカオ等のプランテーション農業が主要産業であったが、農作物価格の下落、労働賃金の上昇、伝統的な土地所有制度とプランテーション農業との軋轢により経営が破綻し、その結果家族経営による小規模・零細農家が急増した。しかし家族経営への移行後も過度にカカオやココナッツといった換金作物に依存した営農であったため、特にカカオについては1994年のラバウル市近郊の火山噴火による降灰被害や2006年のカカオの病害虫被害等により、生産量が激減し大きなダメージを受けた。カカオ生産量の減少は2018年まで続き、その後は増加傾向に転じたものの以前の水準には回復していない。また伝統的な大家族制や人口増加に伴う土地不足、自給的農業慣行といった社会環境や近年の気候変動及びエルニーニョ現象による干ばつが食料不足と生計の悪化に拍車をかけている。そのため、作物の多様化を通じた食料生産及び収入の安定化と気候変動への適応が最優先課題となっている。加えて近年では食料生産用の土地を利用しカカオ等に代わって輸出用木材であるバルサ材の生産を行う農家も増加したが、価格変動が激しく、当初見込んだ収益が得られないといった課題も発生している。

また、東ニューブリテン州の農家は換金作物とは別に複数の作物を混合栽培しており、コメ、食用油、調味料、肉などのタンパク源以外はほとんどの食料を家庭で自給しているが、一部農家では自給用の食料も十分に生産できていない。農民は、その時々で、価格の高い換金作物等の栽培に重点を移すことが多く、収入は換金作物の市場価格（主に国際価格）に大きく影響を受けている。また、生鮮野菜や果樹の生産は、市場ニーズを十分に把握せずにやっており、最盛期には大量の農産物が市場にあふれ、価格低下と余剰が発生する一方、時期によって需要量を十分には貯えていない状況も見られる。そのため、多くの農家はカカオやココナッツ、バルサ材による収入が十分に得られていない、もしくは不安定であると同時に、生鮮野菜や果樹の販売により収入を補完できていない。このような従来の栽培方法では資源の循環や作物の組み合わせ、各作物の適切な栽培規模（各作物の栽培面積の適切なバランス）、市場ニーズを考慮した栽培時期などが十分に考慮されておらず、栽培システムとして十分に機能していない。

こういった状況から国立農業研究所（National Agricultural Research Institute。以下、「NARI」という。）は、複合農業システム（Sustainable Integrated Farming System。以下、「SIFS」という。）を研究・推進している。パプアニュ

一ギニアでは、換金作物との混合農業から、畑作、稻作、果樹、森林、畜産、養魚など複数の生産活動が有機的かつ効果的に配置されることで、これまでの生産体系から生産性及び持続性（環境面、生態系面、収入面）を高める持続可能なSIFSへの転換が求められている。SIFSへの転換により、コミュニティにおける持続的な資源管理、家族農業を基礎に自給用及び日常の現金収入のための園芸作物、そして、まとまった現金収入につながる換金作物をバランスよく生産することが可能となる。

本事業は、東ニューブリテン州におけるSIFSの実践状況の特定及びSIFSの改善に係る調査、SHEPアプローチを活用しつつ東ニューブリテン州の社会・文化・環境に適合した普及能力の強化並びにSIFSの普及を目指すものである。

パプアニューギニア政府は、国家食料安全保障政策（National Food Security Policy）（2018年～2027年）において優先課題として「主要な食料作物、園芸、小規模家畜及び養魚の生産性と農業生産の成長、そして食品バリューチェーン全体の効率向上」、「食料生産及び供給システムに安定性とレジリエンスの構築」を掲げており、また、国家農業畜産実施計画（National Agriculture and Livestock Implementation Plan）（2024年～2033年）においては生計、栄養、食料供給の側面から食料・栄養安全保障の改善を目指しており、本事業は生計向上及び安定した食料供給に貢献できる。

本事業では小規模または中規模の農家を対象に、園芸作物栽培における市場志向型かつ持続可能な農業を普及することを目的にしており、園芸作物からの収入増加を図るとともに、市場価格に大きく左右されるカカオやココナッツなどの換金作物栽培からの収入の変動の影響を小さくすることにも貢献する。また対象地域では女性が園芸作物栽培と市場での販売を主として担っているため女性のエンパワーメントにも寄与する。

本事業の対象地域である東ニューブリテン州は、コミュニティや家庭内での意思決定においてジェンダー格差が存在する。また、土地管理等で伝統的なコミュニティの文化が残っており、一部地域では上述の火山噴火により移住を余儀なくされたために農業用に利用可能な土地が限られるコミュニティも存在する。

## （2）パプアニューギニアに対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国の「対パプアニューギニア国別開発協力方針（2024年4月）」においては、経済成長基盤の強化を重点分野（中目標）の一つとしており、その中で農林水産業の振興を掲げている。また、事業展開計画の開発課題1-2（小目標）において「経済活動の拡大」を設定している。本事業は、農業技術や農産物のマーケットへの販売機会が不十分で厳しい生活を余儀なくされている農家を対象に実施するものである。またJICA国別分析ペーパー（2022年7月）において掲げられている協力プログラム「産業振興プログラム」の重点地域の一つである東ニューブリテン州を対象とする事業である。さらに、JICAは農業・農村開発分野の課題別事業戦略「グローバル・アジェンダ」に属する「小規模農家向け市場志向型農業振興（SHEP）」において、小規模農家の農業所得の増加への貢献を目指している。

本事業はSDGs ゴール2「飢餓をゼロに」、ゴール1「貧困削減」に貢献するものである。これらの取組はパプアニューギニア政府の上述の農業政策とも合致しSDGs達成に寄与する。本事業では、研修を通じて、農業活動や収入の用途に係る意思決定における農村女性のエンパワーメントならびに家族としての意思決定促

進も図る計画であり、ゴール5「ジェンダー平等」にも寄与する。また、気候変動に伴う干ばつへの対応として適応策の重要分野である農業分野においてクライメートスマートアグリカルチャー（Climate Smart Agriculture。以下「CSA」という。）を行うという同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における目標と整合するものであり、SDGsゴール13にも貢献する。

また、我が国はこれまでパプアニューギニアの農業分野において「小規模稻作振興プロジェクト（フェーズ1）」（2003年～2008年）及び「小規模稻作振興プロジェクト（フェーズ2）」（2011年～2015年）を実施している。東ニューブリテン州では「ココボ・ラバウルにおけるインフラ開発計画策定プロジェクト」（2022年～2024年）、「フィラリア対策プロジェクト フェーズ2」（2023年～実施中）を実施している。「持続可能な土地利用情報管理に向けた国家土地利用情報管理システム強化プロジェクト」（2026年～2029年）を実施予定である。

### （3）他の援助機関の対応

パプアニューギニアの農業分野においては、国際農業開発基金（IFAD）が「Market for Village Farmers Project」（2019年～2026年）を実施し、東ニューブリテン州を含む6州で小規模農家が自給的農業から市場志向型・ビジネス農業へ転換することを支援している。なお、同プロジェクトの東ニューブリテン州における対象作物はガリップナツのみであった。世界銀行は、「PNG Agriculture Commercialization and Diversification Project (PADC)」（2020年～2025年）を実施してきた。対象作物は、ココア、コーヒー、小型家畜、スパイス、ココナツであった。オーストラリア国際農業研究センターは、2025年現在22件の農業分野の協力（広域協力を含む）を実施している。FAOは、「Support to Rural Entrepreneurship, Investment and Trade in Papua New Guinea (EU-STREIT PNG)」（2019年～）において東セピック州と西セピック州においてカカオ、バニラ、水産品のバリューチェーン開発支援を行っている。台湾の国際協力開発基金（ICDF）は、「Papua New Guinea Smallholder Mechanization Empowerment Project」（2025年～2028年）を開始し天然資源環境大学 持続可能な農村開発力イラックセンター（Kairac Centre for Sustainable Rural Development, University Natural Resource and Environment。以下、「UNRE-KCfSRD」という。）で、小規模な農機の利用についてデモンストレーションや研修を実施している。

## 3. 事業概要

### （1）事業目的

本事業は、東ニューブリテン州において、SIFSの検証・分析、Eco-SHEPアプローチを用いた普及手法の開発、Eco-SHEPを指導する農業普及サービス関連職員の能力強化、小規模農家によるEco-SHEPアプローチを用いたSIFS概念に基づく農業活動の実践を行うことにより、SHEPアプローチを用いたSIFSのコンセプトに基づく農業普及活動を継続的に実施できる組織体制の構築を図り、もって、SHEPアプローチを用いたSIFSが東ニューブリテン州内で普及されることに寄与するもの。

### （2）プロジェクトサイト／対象地域名

東ニューブリテン州内の全4地区（Gazelle district、Kokopo District, Pomio District及びRabaul District）

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：NARI職員（約10人）、農業普及サービス関連職員（約90人）

最終受益者：東ニューブリテン州の中小農家（約2,800人）

(4) 総事業費（日本側）：4.2億円

(5) 事業実施期間

2026年4月～2030年3月を予定（計48カ月）

(6) 事業実施体制

実施機関：NARI及び東ニューブリテン州農業畜産部（PDAL-ENBPA）

NARI：農業及び社会経済的な研究活動を担う

PDAL-ENBPA：農業普及の実務に関連する活動を担う

協力機関：UNRE-KCfSRD及び青果生産開発公社（Fresh Produce Development Agency。以下、「FPDA」という。）

これらの機関の具体的な役割についてはプロジェクト開始後に決定

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

- ① 専門家派遣（合計約67P/M）：（チーフアドバイザー/SHEPアプローチ、農業一般、社会経済（ジェンダー分野含む）、業務調整/研修、その他の専門家（必要に応じて派遣）
- ② JICA専門家に係る現地運営費：東ニューブリテン州への移動及び東ニューブリテン州内での移動に係る経費
- ③ 研修員受け入れ：市場志向型農業（SHEPアプローチ）
- ④ 機材供与：車輛1台、その他必要な機材

2) パプアニューギニア国側

- ① カウンターパートの配置
- ② プロジェクト実施に必要な事務スペース、設備・家具
- ③ NARI 及び農業普及サービス関連機関職員の活動経費（東ニューブリテン州での研修参加に係る交通費、行政官の日当・宿泊費、研究活動に係る運営費等）

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

パプアニューギニア国ココポ・ラバウルにおけるインフラ開発計画策定プロジェクト（2022年～2024年）が実施され、2032年を目標年次としてガゼル半島北東部におけるインフラ開発計画の策定が行われた。この計画に含まれるインフラの種類は、広域インフラ（幹線道路、港湾、空港など）及び都市インフラ（都市内道路、水道インフラ、電力インフラなど）である。ココポ地区及びラバウル地区は、東ニューブリテン州内に含まれ、この調査のカウンターパート機関は、東ニューブリテン州政府であった。この開発計画の結果を活用して東ニューブリテン州政府が道路整備を実施すれば、将来的には、農産物の市場アクセスの容易化に貢献する可能性があり、現在パプアニューギニア国ココポ・ラバウル沿岸幹線道路土砂災害対策計画協力準備調査及びパプアニューギニア国トクア空港整備事業準備調査（補完調査）を実施中。加えて、東ニューブリテン州において、持続可能な土地利用情報管理に向

た国家土地利用情報管理システム強化プロジェクト（2026年から2029年）を実施予定であり、同州の土地利用情報管理システムの利用を通じて適正な土地利用が促進されることが期待される。

## 2) 他の開発協力機関等の援助活動

上述の（3）他の援助機関の対応の項で記載したように、IFADが「Market for Village Farmers Project」（2019年～2026年）を実施し、東ニューブリテン州を含む6州で小規模農家が自給的農業から市場志向型・ビジネス農業へ転換することを支援しており延長を検討中である。なお現在IFADが、このプロジェクトの2030年までの延長を検討している。JICAとIFADは「SHEPを通じた小規模農家100万人のより良い暮らしを目指す共同宣言」を2019年に発表しており、IFADはアフリカ諸国等でIFADのプロジェクトにSHEPアプローチを組み込んでいる。パプアニューギニアの上記プロジェクト期間が延長され、東ニューブリテン州での対象作物に園芸作物が含まれる場合は研修教材の開発や普及事業関係者の育成等の連携の可能性がある。

アジア開発銀行は、「Fresh Food Marketing System Project」（仮称）を形成中であり、2027年からの開始が見込まれている。生鮮作物の貯蔵・輸送インフラの整備事業であり、東ニューブリテン州は対象州に含まれていないものの対象地域では2万戸の農家に対する研修を予定している。また世界銀行支援の「PNG Agriculture Commercialization and Diversification Project (PADC)」（2020年～2025年）が終了予定だが、第2フェーズが検討されており対象地域と対象作物の拡大が予定されている。両プロジェクトでは本事業で開発した研修教材や研修モジュールを活用できる可能性があり、農業普及事業の改善及び生産者の営農改善が期待できる。

## （9）環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

### 1) 環境社会配慮

- ①カテゴリ分類 C
- ②カテゴリ分類の根拠 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

### 2) 横断的事項

本事業では、パプアニューギニア側の要望を受けて、障害者配慮も含める予定である。具体的には、他国で実施したSHEPアプローチ関連の技術協力プロジェクトで、障害者支援特有の事例をガイドラインとして取りまとめたことがあり、これを活用することを想定している。

PNG政府が定めるNational Adaptation Plan (2022)において農業分野の適応策としてCSAの拡充、小規模農家の生産性向上強化、普及体制強化を通じた研修／情報伝達／ナレッジマネジメントの強化を掲げており、本事業は気候変動適応策に資する可能性がある。

### 3) ジェンダー分類：

GI (S) ジェンダー活動統合案件  
<活動内容/分類理由>

調査の結果、女性は世帯内の土地利用や収入の使途に関する意思決定に十分に参画できず、営農資金へのアクセスも困難などジェンダーに基づく課題が確認された。この課題に対し、Eco-SHEPアプローチに関する研修教材の開発や普及職員・農家向け研修において、ジェンダー視点を反映し、夫婦で農業に従事する世帯に対して夫婦で農業に従事する世帯に対する日常業務の可視化や家計管理演習を含むジェンダー視点を反映した研修を実施し、これを通じて女性の意思決定参画を促進し、女性農家の参画率向上を目指すため。なお研修対象の50%以上を女性とし、研修後の女性の営農活動や支出の意思決定への参加割合を確認していく予定。

#### (10) その他特記事項

土地利用に関して、パプアニューギニアの土地の97%が、慣習地(customary land)とされ、土地登録されている土地は少ない。慣習地は、個人ではなく氏族や地域コミュニティなどが集団所有しており、慣習地の土地利用に関する意思決定者は、個々の農家ではなく、クランと呼ばれる氏族の長（男性）等である。また、土地の境界線が明確ではない場合も多い。人口増加に伴い、利用可能な農地面積が少なくなっている地域もある。したがって、本事業では、土地所有・利用の形態、利用可能な農地面積、農地利用に関する意思決定者を十分に踏まえて、対象とする農民グループを選定する必要がある。

### 4. 事業の枠組み

#### (1) 上位目標：

SHEPアプローチを用いたSIFSが東ニューブリテン州内で普及される。

#### 指標及び目標値：

1. SHEPアプローチを用いたSIFSが東ニューブリテン州内のXX以上の自治体（Local Level Governments。以下、「LLGs」という。）／ワードに導入される。

#### (2) プロジェクト目標：

SHEPアプローチを用いたSIFSのコンセプトに基づく農業活動を継続的に実施できるシステムが運用される。

#### 指標及び目標値：

SHEPアプローチを用いたSIFSの普及・モニタリング・評価に関する活動が、PDAL-ENBPA及び農業普及サービス関連機関の年間活動計画に組み込まれる。

#### (3) 成果：

成果1：既存のSIFSの事例が文化的・経済的・自然環境的観点から検証・分析され、Eco-SHEPアプローチを用いた普及手法が開発される。

成果2：農家と研究者などのステークホルダー間の研究及び知識のギャップが特定される。

成果3：Eco-SHEPアプローチを指導する農業普及サービス関連職員の能力が強化される。

成果4：プロジェクト対象地区において、小規模農家によってEco-SHEPアプローチを用いたSIFSのコンセプトに基づく農業活動が実践される。

成果5：研究成果が後続のEco-SHEPアプローチ実践に取り入れられる。

#### (4) 主な活動：

### 成果 1に係る活動

1. 1: 研究者、普及関連職員、UNRE-KCfSRD、FPDA、JICA専門家及びその他の関連組織で構成される共同実施チームを設置する。
1. 2: 既存のSIFS情報を共有する。
1. 3: 農業活動、自然環境・文化的資源、及びマーケティング面の課題（小規模農家向けの潜在的な販路開拓）に関する現行の慣行についての情報収集調査を実施する。
1. 4: 活動1. 3で収集した情報を分析する。
1. 5: 活動1. 4の結果に基づきSIFSの事例を取りまとめる。
1. 6: Eco-SHEPアプローチの活動を提案し、研修教材を開発する。
1. 7: 成果5及びその他の成果の結果に基づきEco-SHEPアプローチを改良する。

### 成果 2に係る活動

2. 1: SIFSに関する各種の既存の研究成果・報告書を収集する。
2. 2: 農家レベルにおける技術適用状況に関するフィールド調査を実施する。
2. 3: 既存の研究成果と農民の実践の間のギャップを特定し、それを記載した文書を作成する。
2. 4 農家の実践と必要とされる研究分野の間のギャップを特定し、それを記載した文書を作成する。

### 成果 3に係る活動

3. 1: 活動4. 1を通じての選定する農家グループを担当する普及職員及び先進農家のためのEco-SHEPアプローチに関する研修指導者養成研修（Training of Trainers。以下、「TOT」という。）を実施する。

### 成果 4に係る活動

4. 1: ターゲットとする農家の選定基準を協議し決定する。
4. 2: プロジェクト対象地区で対象とする小規模農家グループを選定する。
4. 3: TOTを受講した普及職員が選定された農家グループを対象にEco-SHEPアプローチのステップ1及び2、3（啓発ワークショップ、参加型ベースライン調査、参加型市場調査、栽培カレンダー作り、農民による意思決定等）の活動を実施する。
4. 4: 農家のニーズに合致したSIFSコンセプトに基づく農業活動に関する研修を実施する。
4. 5: Eco-SHEPアプローチの活動及び実施結果のモニタリング・評価を実施する（成果5の活動と連携する）。

### 成果5に係る活動

5. 1: 成果2及びEco-SHEPアプローチのすべてのプロセスにおいて特定された事項の研究を実施する。
5. 2: 活動5. 1の結果を成果1の活動にフィードバックする。

## 5. 前提条件・外部条件

### （1）前提条件

特になし

## (2) 外部条件

- 1) 成果を達成するための外部条件
  - ① SHEPアプローチを用いたSIFSの研究・普及活動に対して、一定の予算が確保されている。
  - ② NARI及び農業普及サービス関連機関において、大幅な人事異動が行われない。
- 2) プロジェクト目標を達成するための外部条件
  - ① パプアニューギニア政府の小規模農家育成への優先度が変わらない。
  - ② NARI及び農業普及サービス関連組織において、大幅な人事異動が発生しない。
- 3) 上位目標を達成するための外部条件
  - ① 農林畜産物の市場価値が急激に低下しない。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

- (1) パプアニューギニア国で実施された「小規模稻作振興プロジェクト(フェーズ2)」の終了時評価（2014年）で示された教訓の中に本事業で考慮することが適切と思われる点がある。
  - ① 労働力と精米所の欠如及びコメ価格の低下のため、ココア、コーヒー等の換金作物への転換が生じ稻作農家数が減少傾向となり、小規模稻作の持続性確保が容易ではなかった。対象地域の選定及び対象農民のニーズの確認（小規模農家の農業生産活動や農民の生計の現状、小規模農家の現行の営農技術及び営農経験、対象地域の立地条件）に十分留意することが必要との教訓が得られた。なお、本事業では、事業開始後に選定基準を議論・決定したうえで対象地域及び対象農民を選定することとしている。
  - ② モデル農家を活用したアプローチは小規模稻作生産の振興に寄与した。普及員による普及活動に制約がある場合は、モデル農家に対する技術移転が有効であるとの教訓が得られた。本事業では、普及サービス関連職員だけではなく、リーダー的農家も講師研修（TOT）を受講する計画としている。
- (2) エジプトで実施された「小規模農家の市場志向型農業改善プロジェクト」の終了時評価（2018年）において、対象農家のプロジェクト活動への参加が不十分であることを受け中間レビュー時に、対象村落を広げずに成功事例の蓄積に注力したことが報告されている。この方針変更が、プロジェクトの進捗に貢献したとともに、周辺農家が成功事例を実際に見聞きすることで、周辺農家が追随して活動を実施するようになり、SHEPアプローチの普及促進のためには、成功事例を示すことが有効であるとの提言が得られた。本事業では、事業開始後に選定基準を議論・決定したうえで対象地域及び対象農民を選定することとしている。その際に、成功事例作りに注力することも考慮する。

## 7. 評価結果

本事業は、パプアニューギニアの開発課題・開発政策並びに我が国及びJICAの協力方針・分析に合致し、SHEPアプローチを用いた普及活動の改善を通じて、SIFSのコンセプトに基づく農業活動を継続的に実施できる体制を構築し、農家の所得向上及び食料安全保障に資するものであり、SDGsゴール2「飢餓を終わらせ、食料安定保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」、ゴール1「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」、またゴール5「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

## **8. 今後の評価計画**

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業完了6か月前 終了時評価調査

事業完了3年後 事後評価

以上

## 共通留意事項

### 1. 必須項目

#### (1) 討議議事録（R/D）に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録（R/D）に基づき実施する。

#### (2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を充分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

#### (3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更に当たっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニツツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

#### (4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

#### (5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

#### (6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

## 共通業務内容

## 1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

## 2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）がJCCを円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行うJCC参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は、必要に応じてJCCの運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

## 3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的にC/Pと運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及びC/Pとともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書をC/Pと共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、

C/P と成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力をを行う。

#### 4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナーアクション会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

#### 5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

類似業務：SHEP アプローチを活用した協力、熱帯地域での農業プロジェクトの協力

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

\* 1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

##### ・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

##### 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：パプアニューギニア国及び全途上国
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

本業務は2026年4月から2030年5月までの4年間実施します。

契約は2026年4月～2027年9月を第1期、2027年10月～2030年5月の契約履行期限までを第2期とする予定です。第1期までに、現地での情報収集、第1バッヂ対象地域でのToTおよび農家向けの研修を行い、結果を踏まえて業務内容を見直し第2期を契約します。

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 72.56 人月

業務従事者構成の検討に当たっては、SHEPアプローチ、熱帯地域における農業、社会・経済分析（ジェンダー分野含む）の専門性の専門性を持つ従事者を含めること。

#### 2) 渡航回数の目途 延べ37回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

- 詳細計画策定調査報告書（案）
- 東ニューブリテン州における複合農業に関する情報収集・確認調査

### (4) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

便宜供与内容		
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（英語↔ピジン語） ※ C/Pとの間に発生するコミュニケーション	無

	ーション（協議時の言語、資料の言語、メールの言語等）含め、渡航国・地域で使用する言語は英語で対応可能です。	
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

## （5）安全管理

1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パプアニューギニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

## 3. プрезентーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

## 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

### (1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

### (2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

### 【上限額】

370,087,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記(3) 別見積としている項目、及び(4) 定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

### (3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について（該当する□にチェック）

■ 本案件は定額計上があります（8,200,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	在外補完研修 参加経費	「 第 2 章 特記仕様書 案 第4条. 2 業務の内 容 成果 1 · 3 」	6,600,000円	在外補完研修での現地滞在経費（日当・宿泊等、および往復航空券、査証取得経費等）	一般業務費
2	実験・圃場機器購入費	「 第 2 章 特記仕様書 案 第4条. 2 業務の内 容 成果 5 」	1,000,000円	プロジェクト開始後にカウンターパート機関と協議して決定する機器（20万円未満）	一般業務費
3	実験・圃場機器購入費	「 第 2 章 特記仕様書 案 第4条. 2 業務の内 容 成果 5 」	600,000円	プロジェクト開始後にカウンターパート機関と協議して決定する機器（20万円以上）	機材費

**(5) 見積価格について**

**各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。**

**（千円未満切捨て不要）**

**(6) 旅費（航空賃）について**

**効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。**

**払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することができます。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。**

**(7) 機材について**

**業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。**

**(8) 外貨交換レートについて**

**1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。**

**(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))**

**(9) その他留意事項**

**1) パプアニューギニア国内における宿泊については、安全管理対策上の理由からJICAが宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、ポートモレスビーは31,000円／泊、その他地域は26,000円／泊として計上してください。また、滞在日数が30日又は60日を超える場合の遅減は適用しません。**

**別紙：プロポーザル評価配点表**

**別添：プレゼンテーション実施要領**

## プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(70)</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画／作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(20)</b>	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ/体制</b>
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(一)	(8)
ア) 類似業務等の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(一)	(4)

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 「第1章 企画競争の手続き」の「2. (3) 日程」参照  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
2. 実施方法：Microsoft-Teamsによる（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。

- (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。  
(2) 使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。

### ① Microsoft-Teamsを使用する会議

競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのMicrosoft-Teamsのカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teamsによる一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間にTeamsの会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

### ② 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者からJICAが指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注) JICA在外事務所及び国内機関のJICA-Netの使用は認めません。

以 上